

第3回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局（担当課）	教育部庶務課	
開催日時	平成29年3月8日 午前9時	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三田 一則（教育長）、藤原 孝子（教育長職務代理者）、樋口 郁代、北川 英恵、白倉 章
	その他	教育部長、庶務課長、学務課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所長、子ども課長、図書館課長、統括指導主事2名
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人1人	
非公開・一部公開 の場合は、その理 由	報告事項第4号については、人事案件のため、非公開とする。	
会議次第	第6号議案	豊島区立子どもスキップ条例施行規則の一部を改正する規則
	第7号議案	豊島区立子どもスキップ処務規程を制定する訓令
	第8号議案	豊島区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
	第9号議案	豊島区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
	第10号議案	豊島区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部を改正する訓令
	第11号議案	平成29年度豊島区立学校衛生管理医師の選任について
	第12号議案	池袋図書館及び目白図書館の開館時間について
	協議事項第1号	区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について
	報告事項第1号	平成28年度 小・中学校卒業式祝辞について
	報告事項第2号	教育委員の就任通知について
	報告事項第3号	三田一則教育長の執務報告 (平成29年2月25日～平成29年3月8日)
	報告事項第4号	臨時職員の任免について
	報告事項第5号	としま教育タウンミーティングの実施報告について
	報告事項第6号	としまテレビ上映（ふるさと学習プログラム）

事務局)

本日は、欠席はございません。

傍聴希望者が1名ございますので、宜しくお願いいたします。

なお、冒頭に庶務課長より新教育委員の就任につきまして、ご説明をさせていただきます。宜しくお願いいたします。

三田教育長)

それでは、ただ今から第3回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員を申し上げます。樋口委員。

樋口委員)

はい。

三田教育長)

藤原委員。

藤原委員)

はい。

三田教育長)

宜しくお願いいたします。

傍聴者につきましては、承認してよろしいでしょうか。

(委員全員了承)

三田教育長)

では、傍聴を承認いたしますので、傍聴者の方は会場の中へお入りください。

<傍聴者入場>

三田教育長)

それでは、本日の会議は、新しく教育委員になられました白倉委員が初めて出席される会議となりますので、初めに議席の確認等を行いたいと思います。まず事務局より説明をお願いします。

庶務課長)

事務局から、新教育委員の就任につきましてご説明を申し上げます。

平成29年2月17日に開かれました豊島区議会第1回定例会におきまして、白倉委員の選任同意について議案が提出され、満場一致で選任同意の可決がされました。その後、2月27日に高野区長より発令が行われ、白倉委員が新教育委員として任命されました。任期は平成29年2月25日から平成33年2月24日までの4年間でございます。

次に白倉委員の経歴をご説明させていただきます。白倉委員は東京医科歯科大学の歯学部を卒業された後、白倉歯科医院を開業されました。その後、豊島区立旧真和中学校、西池袋中学校の学校歯科医を務められ、この間、豊島区歯科医師会会長、豊島区学校歯科医師会会長という、要職を歴任され、およそ30年間、学校歯科に携わっていただきました。平成26年4月より、あぜりあ歯科診療所所長を務められ、現在に至っております。

事務局からのご説明は以上でございます。

三田教育長)

ありがとうございました。

では、今事務局から紹介のありました白倉委員より、就任のご挨拶をいただきたいと思
います。白倉委員、宜しくお願いいたします。

白倉委員)

この度、菅谷委員の後任の教育委員として、就任しました白倉でございます。微力なが
ら豊島区の児童・子供のために頑張りたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

三田教育長)

宜しくお願い申し上げます。

それでは、座席についてお諮りをしたいと思っておりますが、事務局案はございますか。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

事務局より提案がございましたが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(委員全員了承)

では、以後この座席で進ませていただきたいと思います。

(1) 報告事項第2号 教育委員の就任通知について

それでは、本日の議題に入りたいと思っております。

まず、報告事項第2号として、現在お手元にごございます通知を、裏面にごございますよう
に区長をはじめ、関係各所、各部署へメール、郵送等で送っております。ご了解いただき
たいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(報告事項第2号了承)

三田教育長)

ありがとうございます。では、報告事項第2号につきましては、承認ということで終わ
りたいと思っております。

(2) 報告事項第6号 としまテレビのふるさと学習プログラムについて

三田教育長)

次に、報告事項第6号、としまテレビのふるさと学習プログラムについてです。3月6
日に、私が区の広報番組に出させていただきます、南池袋小学校のすすきみみずくの取組と、
駒込小学校の駒桜の取組を中心に話をさせていただきました。スクリーンをご覧ください。

<映像上映>

三田教育長)

委員の皆様、感想等ございましたら一言お願いします。

藤原委員、どうぞ。

藤原教育長職務代理者)

豊島区のふるさと学習プログラムの素晴らしさを改めて感じることができました。やはり、子供たちにはふるさとを誇りにしてもらいたいと思います。それは、すすきみみずくだったり、ソメイヨシノだったり、その他にもたくさんあると思いますが、色々なことを学んでほしいと思います。

三田教育長)

ありがとうございました。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

この豊島ふるさとプログラムが、2009年の学校での植樹から既に始まっていたという事で、長い年月をかけて、続いているのだということがよく分かりました。これからも期待しております。

三田教育長)

ありがとうございます。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

それぞれの学校の特色を生かしたふるさと学習が、さらに充実発展していくことを期待しながら見させていただきました。ありがとうございます。

三田教育長)

ありがとうございます。

白倉委員、いかがですか。

白倉委員)

素晴らしいプログラムを見させていただきました。これからもどんどん進めていっていただきたいと思います。

三田教育長)

ありがとうございます。

指導課長、オリンピック・パラリンピックに向けて、今後のふるさと学習について何かありますか。

指導課長)

来年度から、小学校の英語教育活動について充実を図るという点でも、この南池袋小学校の取組は素晴らしいものだと感じております。先行実施として、是非各学校に広めるとともに、これからも豊島ふるさと学習プログラム、そして豊島を愛する子供たちを作る教育を進めてまいりたいと考えております。

三田教育長)

現在、研究奨励校、研究推進校は、それぞれ3年に1回はどこの学校もやろうという方針です。その研究資料は、できるだけコンパクトにし、パンフレット形式で1冊の冊子にまとめて誰でも読めるようなものにしようということで、今、指導課の方で全部集約して

います。豊島ふるさと学習というのは、それぞれの学校で地域性を生かしてやっていますが、共有できる良い部分については、この冊子を各学校に配ることで、実際にそれぞれの学校でやった取組が、次の年度には全校に広がって活用してもらえるとというようなスタイルに変えていきたいと思っています。

また、オリンピック・パラリンピックに向けて、英語教育も新しい学習指導要領の中で位置づいております。その先取りとして、使える英語という力を、子供たちに育てていきたいということで、動いております。今後とも色々ご指導いただければと思いますので、宜しく願いいたします。

では、この件はこれで終わりにしたいと思います。

(報告事項第6号了承)

(3) 第11号議案 平成29年度豊島区立学校衛生管理医師の選任について

三田教育長)

続きまして、第11号議案について、指導課より説明をお願いします。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

これは、学校衛生管理において、学校衛生管理医師の設置が規定されております。今回、原田医師へ昨年に引き続き継続してほしいということの提案でございます。この件について何かご意見ございますか。

よろしいですか。では、了解ということで、これを承認いたします。

(委員全員異議なし 第11号議案了承)

(4) 報告事項第1号 平成28年度小・中学校卒業式祝辞について

三田教育長)

続きまして、報告事項第1号、平成28年度の小学校・中学校卒業式の祝辞についてです。前回いただきましたご意見を踏まえて、今日は報告ということでございますが、委員の皆様からのご意見を頂戴して、加除修正を行うということで構いませんので、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。では、指導課よりお願いします。

<統括指導主事 資料説明>

三田教育長)

今回の会議後にはほぼ固めていきたいと思っておりますので、率直なご意見をいただきたいと思います。宜しく願いいたします。

まず、小学校の方に集中してご意見をいただければと思います。北川委員、どうぞ。

北川委員)

前回から、豊島区内にある、国指定重要文化財のことが子供たちにより身近になるような形で文面を改訂していただいたと思います。ありがとうございました。

今回、「門出の日に『知恵を力に』というお話をします」とあります。この言葉は、恐らく「知恵を力に変える」という意味だと思うのですが、知恵を力にするとどうなるのか

ということが、もう少し文面からはっきり見えてくると良いのではと思いました。

後は、少し文法的な面でのご指摘になってしまうのですが、「普段なじみのない歴史的・文化的な」という書き出しから始まる段落ですが、「参加者から」素晴らしさと、何々に「感動したことを伺わせました。」という今の文章では、少し文法的につながらないと思いました。「参加者から伺わせました」となってしまうので、例えば、「参加者から寄せられた言葉に素晴らしさや感動したということが伺えました」というような流れになるのではと思います。

もう一点、鬼子母神、富士塚、明日館でそれぞれ三つの感想が並んでいますけれども、このように同じような文章が並ぶときは、「感じた」、「感じた」と2回は繰り返さない方が言葉に幅が広がるのではないかと思います。例えば、鬼子母神の方で「感じた」を使ったのであれば、明日館ではデザインの力に魅了されたとか、引きつけられたとか、何か別の言葉を使った方がさらに内容が広がるのではないかと思います。

小学生ですので、自分たちが住んでいる豊島を、もっと身近に感じてもらいたいという視点で、一部の子たちが体験した「健康ウォークラリー」と、全部の子たちが今取り組んでいる「世界ともだちプロジェクト」両方を入れていただけたということは良かった思っております。

三田教育長)

ありがとうございました。

では、藤原委員どうぞ。

藤原委員)

私も北川委員と同じ意見を持っています。「知恵を力に」ということが、今ひとつはつきりしないかと思いました。私は、この内容からすると、メインテーマは「ふるさと豊島を発信しよう」ということなのではないかと思っています。ですので、「ふるさと豊島を発信しよう」というお話をしますという出だしから、このような並びで話をしていき、先人の知恵や力に感動する声がたくさん寄せられましたという形の方が分かりやすいのではないかと思いました。

あと、「ふるさと豊島の歴史や文化を発信してってください」と、「自分の可能性に挑戦してってください」という形で「ってください」が二つ続くのではなく、文末を工夫すると良いのではと思いました。例えば、ふるさと豊島を発信するというのであれば、自分たちの住むまちの良さを発信するために、これからはぜひコミュニケーション能力を磨いて、対話力を身につけながら、皆さんには活躍していただきたいという流れであれば良いのではと思いました。

以上です。

三田教育長)

ありがとうございます。

白倉委員、ご意見をどうぞ。

白倉委員)

誠に良い文章だと思います。この内容については、今から変えることは可能なのですか。

三田教育長)

今、委員の先生方から意見をいただいて、最終的には指導課でこれをまとめて、完成版を作っていく途中ですので、ご意見があれば遠慮なくお願いします。

白倉委員)

分かりました。私も以前に資料をもらって、中身を読ませていただきましたが、私自身は、大枠としては、これはこれでいいのではないかと思いました。ただ、北川委員と藤原委員の話を伺い、お二人のご意見についてもそうであるなと感じました。

三田教育長)

ありがとうございます。

では、樋口委員どうぞ。

樋口委員)

より良いものを作るためにという視点から、私の意見をお話させていただきます。私も、やはり「知恵を力に」どうしたいのかということ、つまり、何をテーマにして、子供に何をアピールしているのかが伝わってこないのではと思います。現状では、「知恵を力に」ということが、オリンピック・パラリンピックで、選手ではなくても活躍をしてくださいということとつながっているのかどうかというところが難しいと思います。

結局、大人の感想をここで述べても、子供たちはよく分からないと思います。ですから、大人はこのように思っているということの次に、皆さんも本校でふるさと学習をしましたねというような内容として、自分たちの方に引き寄せるというのはいかがでしょうか。ふるさととのことについて学んで、どう思ったか、何を感じたか。そういったことから次につなげていったらどうかと思いました。ですから、「世界ともだちプロジェクト」だけでなく、本校で学んだ「豊島ふるさと学習」を生かして、対話力や英語力をどんどん発揮していったらどうですかというような内容に落ちてくるのではないかと思います。

それから、小中連携プログラムをやっているわけですから、小学校で学んだ、このふるさと豊島についての想いや、自分をもっと調べてみたいと思ったことを中学校に続けて、さらに広げていってはいかがでしょうかという案もあるかと思いますが、まだ少し頭の中がまとまっていないで申し上げている部分もあります。ただ、一番言いたいことは、大人だけの話をしないということです。子供たちに切実感のあるところで、訴えていくことが必要かと思いました。

三田教育長)

ありがとうございました。

前回もそうなのですが、やはりテーマがはっきりしないので、どういうふうに何をアピールしたいのかということがよく分からないという点と、文章を読んでも、つじつまが合わない部分があるというご意見がありました。その点、筋を通す一つの改善案として、

北川委員と藤原委員からも、もう少しふるさと学習をこの中に入れて、子供の想いや気持ちで引きつけて、中学校に行っても、そのようなことについて、きちんと問題意識を大切にして頑張ってくださいというような、メッセージ性を持つというようなことについて、今、話があったと思います。このご意見を踏まえて、大至急作り直して、テーマがきちんと見えて、アピール効果があるような、子供に理解してもらえらるようなものにしていくようにまとめていきたいと思います。

時間との闘いですので、忙しさの中で色々大変かとは思いますが、ひとつ宜しくお願いたします。

では、次に中学校の方にご意見をいただきたいと思います。私は、少し分量が長すぎないかと思っているのですが、そういったことも含めて、ご意見頂戴したいと思います。

どうぞ、藤原委員。

藤原委員)

私は、このテーマ「道程」が入ったということで、自分が道を切り開いていく一人なのだということを、ここで打ち出したことは良かったと思います。

ただ、「私は快挙を忘れることができません」という、この祝辞を担当する部長さん部長さんや課長さんは「私は」というこの語りかけでいいのか少し疑問に思いました。事例としてこういう人をご紹介します。例えば、こういう人の快挙があるので、是非皆さんにお話したいというような、「私は」という言い方ではない流れでいってはどうかと思います。

あと、「高村光太郎の詩集第19巻「道程」の一節で、」の後にすぐ「どこかに通じている大道」と続くのですが、耳で聞いていると、どこまでが説明で、どこからが詩なのか分かりづらいかと思います。「道程」の一節で次のように詠っています」と間をおいて、「どこかに通じている」というふうに進める。そして、実際に自らの強い決意で人生を切り開いた人がいるのだと。その例として、佐藤さんという人がいますと続けていくと良いのではないかと思います。

佐藤選手の紹介が少し長いので、もう少しコンパクトにできないでしょうか。恐らく主体としては、苦悩の日々を努力で乗り越え、栄光を手に入れた人の話だと思いますが、そこにたどり着くまでの大変さは、君たちの学校生活にもあったのだというところが出てくるのが遅すぎる気がします。恐らく、受験で苦しみ、色々なことで苦しみ、時には絶望したりしながら、やっと卒業式を迎えている子供たちですので、そのような日々を多分支えてくれた家族や友達、様々な出来事を大事にして、大切にしたいのはチャレンジ精神だというようなことに結びつけていけるといいのかと思います。何にしろもう少し短くなりませんかということです。

三田教育長)

ありがとうございます。

では、北川委員どうですか。

北川委員)

まず質問させていただきたいのが、この高村光太郎の「道程」ですけれども、なぜ、一般的によく知られている短いものではなく、こちらの長いものの一節を選ばれたのでしょうか。

三田教育長)

はい、統括指導主事。

統括指導主事)

何故、こちらにしたかということですが、特にどうしてもこちらということではないのですが、後半部分の「道は僕のふみしだいてきた足あとだから」という一節をぜひ使いたいというところが、一番の理由かと思います。

三田教育長)

説明が不足しています。この件少し立ち会ったのですが、実は高村光太郎の「道程」は教科書に出ているような形ではありません。詩作の過程があり、その第19番ということです。第19番と書いても、高村光太郎研究でもやっている人でなければ分かりません。

教科書に出ているものは「どこかに通じている大道を僕は歩いているのじゃない」という、このくだりが無いのです。「僕の前に道はない。僕の後に道はできる」だけですと、臨場感を持った展開にできないだろうということで、詩作の過程も踏まえて考えたという説明であれば、なるほどと分かるでしょうが、そういった説明が無いので分からないということです。

他にいかがでしょうか。樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

すみませんが、私は原典を紐解こうと思って、出来なかったのですが、19巻にはこのような表現になっているということですか。

三田教育長)

統括指導主事、どうぞ。

統括指導主事)

はい、どこかの出版社が出している全集の中の19巻というところでございます。

樋口委員)

ありがとうございました。

原典がしっかりしているのであれば大丈夫なのですが、もう一回、そこは確認をした方がよいのではと思います。試作のためと今教育長がおっしゃった部分ですが、試作というのは、その途中の悩みながらというところがこうなのか。それとも最終的な完成バージョンがこうなのか。そこは大事なところですので、私はお聞きしたいと思ったところです。

それから、言葉を少しずつ削っていくことが可能かと思いますので、少し短くできそうな感じがします。感情を表す言葉が多いので、そこは削っていくことができると思います。例えば、「悶々と」とか「俺まず弛まず」とか、重なりのあるところを削っていく必要が

あるかと思えます。

それから、光太郎の「道程」は、自分が前ではなくて、今まで歩いてきたところをしっかりと振り返るところに価値があるという詩だと思います。ですから、中学生たちにも、自分たちがやってきたことを振り返りなさいというところをおっしゃりたいんだというように思っていますが、その点はそのような解釈でよいでしょうか。

三田教育長)

はい、統括指導主事。

統括指導主事)

はい、大丈夫です。

樋口委員)

であるならば、最後のページの2行目、「自らの努力が実って道が拓けた時」という部分について、この道が拓けると言いますと、前に道が拓けているように聞こえてしまうかと思えます。道が拓けたのは、後ろを振り向いたら道が拓けたなということだと思いますので、「自らの努力が実ったとき、振り返ったら足跡がしっかりと盤石なものが拓けていたよ」というふうにすれば、誤解がないのではと思います。そういった細かいところは、後程またお話しします。

三田教育長)

ありがとうございます。

白倉委員いかがでしょうか。

白倉委員)

この文章は、人生、順風満帆に進むことは絶対にないということを書いており、そういう困難にぶつかった時に、道は自分で拓いていってくれということを書きたいんだと思います。その点、私は内容についてはこれでいいと思います。今、委員の先生方のご指摘で、短くということがありましたが、その点につきましては、私自身もあと少し短くしてもらえればいいと思います。

三田教育長)

ありがとうございました。

いずれにしても、原典はしっかり添えていただき、また、ストーリーをより洗練させていかなければ、ストレートに子供の心に響いていかないだろうということで、小も中も大手術をしながら、短期間で仕上げていくよう、努力いただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

では、この件はこれで終わりにしたいと思います。

(報告事項1号了承)

(5) 第12号議案 池袋図書館及び目白図書館の開館時間について

三田教育長)

それでは、続きまして、第12号議案、池袋図書館及び目白図書館の開館時間について、

図書館課より説明をお願いをしたいと思います。

＜図書館課長 資料説明＞

三田教育長)

何かご質問、ご意見ございますか。

はい、藤原委員。

藤原委員)

開館時間が長くなることは、住民にとって大変嬉しいことだと思います。よって、この件につきましては非常に良いことであり、同意します。

三田教育長)

ありがとうございます。

他にいかがですか。今の意見のようなことでよろしいでしょうか。

では、これを承認いたします。

(委員全員異議なし 第12号議案了承)

(6) 第6号議案 豊島区子どもスキップ条例施行規則

三田教育長)

それでは、続きまして第6号議案、豊島区子どもスキップ条例施行規則について、議案との関連でプレゼンテーションをするということですので、庶務課長より説明をお願いします。

＜庶務課長 資料説明＞

三田教育長)

内容については子ども課長のほうからも提案するというので、子ども課長宜しく願いいたします。

＜子ども課長、庶務課長 資料説明＞

三田教育長)

ありがとうございました。

区議会第1回定例会で審議されております、子どもスキップ条例の案件と関係して、子ども課のスキップ条例施行規則を教育委員会規則として新たに制定し直すことについて、教育委員会での審議を行いたいということでございます。プレゼンテーションも含め、全体を通して各委員の方からご意見を頂戴した上で決定したいと思いますので、宜しくお願いします。

質問及びご意見伺いたいと思います。どうぞ。白倉委員。

白倉委員)

教育委員会に移管し時間延長することで、指導員の方の数は増えていくのですか。

三田教育長)

はい、子ども課長。

子ども課長)

各子どもスキップには、正規職員が1名または2名配置してございます。また、現在、資格を持っている非常勤職員が117名配属されてございます。こちらを来年度時間延長しますので、それに必要な人数につきまして、増員ということ、現在、対応してございます。

白倉委員)

それでは、もう一点よろしいでしょうか。

三田教育長)

どうぞ。

白倉委員)

この夏時間は、日が暮れるのが遅いため、帰る時間は比較的心配ないと思いますが、冬時間だと、結構暗くなっていますよね。そういった安全対策については、何か十分にやられているのですか。

三田教育長)

どうぞ。子ども課長。

子ども課長)

学童クラブの場合は、6時から7時までの延長の時間につきましては、保護者の方がお迎えに来ることが必要となってございます。それで、一般の遊びに来るお子さんについては、最大6時まで使えますが、そういったときは、親御さんとの約束のもと使っていただくことになってございます。そういう意味では、親御さんとの連携を図りながら、利用をしてもらいたいと思っております。

三田教育長)

今までもそういう実績はきちっとあった上で、そういう体制をとるといことですね。

よろしいでしょうか、白倉委員。

白倉委員)

はい。

三田教育長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

はい、藤原委員。

藤原委員)

質問ですが、延長利用をする方というのは、今、何人位いらっしゃるのでしょうか。

三田教育長)

はい、子ども課長。

子ども課長)

現在、集約しておりますので、来年度についてはまだ分かりませんが、現在、多いところは十数名おります。スキップ仰高などが一番多い状態になっております。今年度は5施

設でしか時間延長しておりませんので、多いところで12、3名というところでございます。

ただ、来年度につきましては、全校で始めますので、スキップ目白などは既に30名程度の申し込みがあるとは聞いてございます。

三田教育長)

はい、どうぞ藤原委員。

藤原委員)

働く保護者のニーズに合った改正内容になっていると思いますので、恐らく延長のご希望が激増するのではないかと考えていました。先程白倉委員からお話がありましたが、やはり子供たちの安全・安心について、特に下校するときの状況をよく確かめて進めていただきたいと思います。

プレゼン資料には、希望する子供たちが増えており、教室などをタイムシェアリングするということが書いてあるのですが、そのところはどのように進めていく予定か具体的にお聞かせいただければと思います。

三田教育長)

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

今、学校の放課後のシェアリングにつきましては、校長会等でご説明しているところでございます。そういったタイムシェアリングをする際のために、この後、校長の職務を改正する管理運営規則についてご説明申し上げますが、学校長がスキップと良く連絡調整できるように規定を整備いたします。

具体的には、その学校ごとに設置されます子どもスキップ連絡調整会議におきまして、子どもスキップの所長、校長、職員が、今週はスキップの活動で体育館を使う、学校図書館を使うというようなスケジューリング、調整等を4月以降から行う形で、今準備を進めているところでございます。

三田教育長)

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

私は、学校図書館の活用を各学校で検討していただきたいと思います。これからこういった場所を使えるかというような話し合いが進んでいくと思いますが、是非、放課後の事業に、各学校の子供たちのためになる施設を有効に活用していただきたいと思います。希望します。以上です。

三田教育長)

ありがとうございました。

では、樋口委員どうぞ。

樋口委員)

第6号議案9ページの申請書についてお聞きしたいのですが、児童の状況の次の欄が父母の状況とありますが、ここは保護者ではなく、父母という表現でよろしいのでしょうか。
三田教育長)

はい、子ども課長。

子ども課長)

現状、子ども課の様式では父母という形になってございます。保護者の方が父母以外の場合には、そちらの方に書いていただく形で、これまで運用してきたという状況でございます。

樋口委員)

ですので、私は、保護者に直した方がよいと思っています。

裏面の10ページにも、両親と書いてありますが、ここも保護者に直されてはいいのでしょうか。

三田教育長)

今のご指摘は、人権配慮上、教育委員会では普通のこととなっております。ですから、教育委員会規則として制定するにあたっては、文言を修正していただいた方がよいかと思っております。ご検討をお願いします。

子供課長)

はい。精査させていただきます。ご指摘ありがとうございます。

三田教育長)

ありがとうございます。

多様な家庭の形態が存在していますので、そういった人権への配慮をお願いしたいと思います。

他にありますか。藤原委員どうぞ。

藤原委員)

資料に、千早小学校の子どもスキップのアンケートがありますが、回収率37%と非常に低いですね。私は、利用する方にはこのようなアンケートに答える姿勢が必要だと思っておりますので、やはり保護者の側の責任も含めて、アンケートの集約などもお願いします。

三田教育長)

ありがとうございました。

他にありますか。

子ども課の所管していたものが教育委員会に移管することということについて、今具体的な説明がございました。委員の方も初めて聞くことがたくさんあり、若干戸惑うところもあったと思いますが、4月以降、こうした移管が円滑にできるようということで、先程庶務課長の方から学校ごとの協議会をきちんと整備させて、各学校固有の課題については、きちんと解決していくということが準備されております。ただ、全体に関わることについても、協議会をもって対応していくということで、ご確認をいただきたいと思っております。

では、子どもスキップ条例施行規則が、教育委員会規則として新規制定されるという議案の内容について、承認してよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第6号議案了承)

三田教育長)

ありがとうございました。

では、第6号議案について承認をいたしまして、この件は終わりにします。

(7) 第7号議案 豊島区子どもスキップ処務規程を制定する訓令

三田教育長)

続きまして、第7号議案にまいります。豊島区立子どもスキップ処務規程を制定する訓令について、庶務課より説明をお願いします。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

何かご質問はございますか。

では、私の方から一点確認させていただきます。新旧対照表の第4条に、「区長が命ずる」を「教育委員会が命ずる」と変更している箇所がありますが、教育委員会は合議制ですので、その点について別途説明を設けてほしいとお願いしたのですが、今の説明の中では言及されませんでしたので、改めて教育委員の先生方に丁寧に説明していただけますか。

はい、庶務課長。

庶務課長)

失礼いたしました。教育委員会の事務につきましては、限定列記された事項を除き、教育長に事務を委任するという規定がございまして、第6号議案資料参考資料の2ページに、資料がございまして、青い四角の枠に、豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条というのがございます。「教育委員会は、次に掲げる事項を除いて、その権限に属する事務を豊島区教育委員会教育長に委任する」ということになってございます。

従いまして、こちらの資料(1)から(14)までの事務以外については、教育長が、教育委員会からの委任を受けて、その事務を執行するということになります。先程の第4条「所長は、主事のうちから教育委員会が命ずる」というものについては、教育長に委任する事務から除かれていますので、子どもスキップ所長の任命権者は教育委員会ということになります。

委任されている事務の処理については、教育長名で決裁するというような形で、教育委員会で審議すべき案件のものと、それ以外の、教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則に基づいて、教育長が処理する案件ということになってございます。

三田教育長)

新しい委員の方に対して、今の説明では分かりづらいかと思います。部長より説明をお願いします。

教育部長)

そもその部分として、子どもスキップの事務というのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められている教育委員会が行う事業ではありません。法律上教育委員会が行うことになっていない事務を、今回豊島区でやろうとしております。そのためには、区長の権限を教育委員会に委任することが必要です。委任は、権限自体が移ります。例えば図書館に関する事務については、教育委員会の法で定められた事務を区長部局で行っていますが、これについては、権限は教育委員会に残したまま執行するというので、補助執行と言います。委任を行っても、条例は区長に制定権があるのですが、規則については教育委員会で制定できますので、「区長」を「教育委員会」と改める他、必要な変更を行い、教育委員会規則として今回制定をし直します。処務規程についても規則同様、教育委員会で再度制定を行うものです。

教育長がおっしゃった合議制ということについてですが、教育委員会は合議制にて物事を決定するわけですが、全ての事務について合議でやるわけにはいきませんので、法令に基づいて、委任している部分もございませぬ。委任された事務については、教育委員会事務局の長である教育長が、事務執行の責任者として統括をいたします。

今回は、区長から教育委員会への委任が行われ、委任された子どもスキップに関する事務のうち、些細な事務については事務局の長である教育長に委任されますので、そういう意味での2回かけという形でございませぬ。

三田教育長)

了解しました。では、他にありますか。

なければ、第7号議案についてはご承認いただけますでしょうか。

(委員全員異議なし 第7号議案了承)

三田教育長)

ありがとうございました。

では、この件はこれで終わりにしたいと思います。

(8) 協議事項第1号 区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について

三田教育長)

続きまして、協議事項第1号について、子ども課より説明をお願いします。

<子ども課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。これについて、ご意見ございませぬか。

よろしいですか。では、この件については、先程説明がありました委任を行うために、必要な規定の改正ということになりますので、承認したいと思います。

(委員全員異議なし 協議事項第1号了承)

(9) 第8号議案 豊島区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

(10) 第9号事案 豊島区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

(11)第10号議案 豊島区教育委員会の訓令前行署名式及び令達式の一部を改正する訓令について

三田教育長)

では、次にまいりたいと思います。第8号議案、豊島区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、庶務課よりお願いします。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

関連事項ですので、第9号事案、第10号議案と一括での提案をしていただいてよろしいでしょうか。庶務課よりお願いします。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

少し確認をさせていただきますが、第9号議案の説明は、子どもスキップの教育委員会への移管に関して訂正する折に、平成29年度から竹岡健康学園の事務規定もなくなるので、併せて改正するという趣旨ですね。

庶務課長)

はい。

三田教育長)

では、以上で説明が終わりましたが、何かご意見ございますか。

これも冒頭の議論の結果、学校向けと事務方の規則を変えるという趣旨です。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

2点教えてください。新しくできる放課後対策課の並び順ですが、教育部の中で新しい課であるのに、学務課の次にきていることについて教えていただけますか。

2点目は、教育委員会事務局処務規則の新旧対照表2ページで、(24)地域と学校の連携に関することが削除になっています。もちろん子どもスキップ絡みのところは、新しい課に移管すると思いますが、庶務課でのこの部分は、もっと広くの学校と地域の連携とかPTAとかかわりとか、色々なものが多分含まれていたと思うのですが、それも含めて、全て新しい課へ移管するという意味なのでしょうか。

三田教育長)

はい、庶務課長。

庶務課長)

放課後対策課の並び順ですが、放課後対策には子どもスキップ事業の他に、庶務課で行っております放課後子ども教室、学校開放事業といった、地域と連携する事業が移管されます。学校施設課は施設の維持管理、学校改築を専門に担当している所管でございますので、その前に位置し、庶務課、学務課、放課後対策課という並びでが一番望ましいということで、この順番にさせていただきました。

もう一点、ご指摘のありました地域と学校の連携に関することにつきましては、これは学校開放と放課後子ども教室のことを指してございまして、これにつきましては、放課後対策課の処務事務の（３）に地域と学校の連携に関することということで、こちらの方に移行しているところでございます。

三田教育長)

そのこと自体は読めば分かりますが、その理由につきまして教えてください。

樋口委員)

教育長、今の庶務課長のご説明自体は分かりますが、私は、庶務課の学校と地域の連携というのをもっと広く捉えていたものですから、それはそれぞれの課で、もともとやっていたということでしょうか。

庶務課長)

庶務課の処務事務としては、P T A活動の支援に関することもございますし、地域の方々との学校開放委員会等でも連携もしております。幅広く捉えるということであれば、庶務課もその地域と学校の連携に対する事務を所管しております。

三田教育長)

はい。部長。

教育部長)

現在も学校運営連絡協議会につきましては指導課が所管しており、学務課も防犯カメラの設置事業につきましては地域と連携しております。学校施設課でも学校の改築を考える会等、各課で地域との連携も含めて取り扱っております。委員のおっしゃる、今まで庶務課が行っていた事務の一部については、放課後対策課の方へ持って行くということで、広い意味での地域との連携ということは、各課で行っているということをご理解いただきたいと思います。

樋口委員)

はい、分かりました。

三田教育長)

ありがとうございます。

それでは、この件につきましても、先ほど来からの議論の結果、こういう形で規則規程等を改正するというところでございます。ご了解いただいたものと言うことで承認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第8号議案了承)

(委員全員異議なし 第9号議案了承)

(委員全員異議なし 第10号議案了承)

三田教育長)

ありがとうございました。

では、この件については、終わりにしたいと思います。

(11) 報告事項第5号 としま教育タウンミーティングの実施報告について

三田教育長)

それでは、報告事項第5号、としま教育タウンミーティングの実施報告について、庶務課よりお願いします。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

報告が終わりました。何かご質問等ございますでしょうか。

はい、藤原委員。

藤原委員)

第2回の高南小学校は45人と大盛況だったのではないかと、この写真を見ても思うのですが、第1回の池袋第三小学校は、保護者は5人ということです。タウンミーティングでしたら、もっと呼びかけて大勢の方に参加していただいた方がよかったと思うのですが、アナウンスはどんなふうになされたのか教えてください。

三田教育長)

はい、庶務課長。

庶務課長)

P T Aを通じまして、全ての保護者にチラシを配布してご案内をさせていただきました。池袋第三小学校では、当日お子さんがインフルエンザにかかってしまい、急に来られなくなったという保護者の方が多くいらっしゃいまして、結果的には5人ということになってしまいました。

また、事務局の反省点ですけれども、やはり平日の夜ではなくて、土日、特に土曜日に開催するですとか、学校行事にあわせてタウンミーティングの日程を組む必要があったということがございます。高南小学校は、土曜公開授業があった日でございます、このように多くの方に来ていただけたのではと思います。

以上でございます。

三田教育長)

はい、どうぞ、藤原委員。

藤原委員)

改めて、開催する曜日といったことも勘案して、次回からは是非、大勢の保護者が出席できるような設定でお願いしたいと思います。

以上です。

三田教育長)

タウンミーティングは、2年間実施できなかったということの反省の上に実施しております。十分アナウンスをして、手を挙げてもらう必要があるのではというご指摘だと思いますので、次回以降生かしていただければと思います。

では、この件よろしいでしょうか。

(報告事項第5号了承)

(12) 報告事項第3号 三田一則教育長の執務報告(平成29年2月25日～平成29年3月8日)

三田教育長)

続きまして、報告事項第3号でございますが、お手元にあります通り、2月25日から本日までの私の執務報告が書かれてございます。主なところを報告させていただきます。

<教育長 資料説明>

三田教育長)

この件で何かございますか。

よろしいですか。ありがとうございます。

(報告事項第3号了承)

三田教育長)

それでは、以後は人事案件でございますので、傍聴はこれにて終わりにさせていただきたいと思っております。

<傍聴者退場>

(13) 報告事項第4号 臨時職員の任免について(学校開放管理員の新任・再任)

三田教育長)

人事案件に移りたいと思っております。

報告事項第4号、臨時職員の任免について、庶務課長よりお願いします。

人事案件のため非公開

(報告事項第4号了承)

三田教育長)

ありがとうございます。

では、これで本日の予定案件は全て終わりになります・長時間どうもありがとうございます。教育委員会を閉会といたします。

(午前11時32分 閉会)